



あなたの空き家 あらゆる分野の専門家が連携し ワンストップで解決を目指します！

ゆりのき台自治会
回覧

POINT 1 空き家問題の プロ集団だから安心

解決したい問題によって相談先も変わってきます。
例えば...

兄弟姉妹で揉めていて...
親が認知症で判断できない...
空き家には税金がかかるの？
処分したいけど助成金ってあるの？

相談先 → 弁護士、行政書士、司法書士など

生前に整理したい
遺品を整理したい

相談先 → 遺品整理士、お片付け業など

土地の境界がわからない

相談先 → 土地家屋調査士など



空き家を
貸したい・売りたいんだけど...
解体っていくらかかるの？
私にも民泊やカーシェアってできるかしら...

相談先 → 建築士、不動産業、解体業など

空き家問題は非常に複雑で
ご自身での解決は困難です。
そういう時は私たち
「NPO法人 空き家相談センター」
にお任せください！

POINT 2 悩みに寄り添い 解決まで伴走します

ご相談～お見積りまでは
無料のため、安心して
相談していただけます。



- 1 お問い合わせ
- 2 相談の聞き取り
- 3 必要な専門家のチーム構成
- 4 各専門家との相談打ち合わせ
- 5 お見積り提示
- 6 実務作業開始
- 7 解決

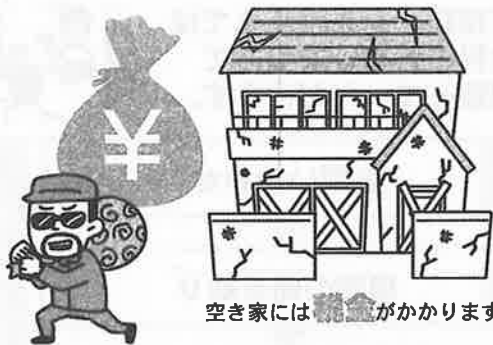
ご相談～お見積りまでは無料です



相談は無料だし、空き家相談センターには
あらゆる分野の専門家がいて安心ね！

弁護士 / 行政書士 / 司法書士 /
遺品整理士 / 終活カウンセラー /
相続対策専門士 / 解体業 / 建築業 / 造園業 /
既存建物状況調査技術士(インスペクション) /
ファイナンシャルプランナー /
土地家屋調査士 / 不動産鑑定士 / 建築士 /
公認会計士 / 税理士 / マンション管理士 /
宅地建物取引士 など

! 空き家を放置すると
様々な問題が発生します。



空き巣が狙っています



! 空き家の所有者は適切に
管理する責任があります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」
という法律があります。

- 空き家の所有者へ適切な管理の指導
- 適切に管理されていない空き家を「特定空家」に指定することができる
- 特定空家に対して、助言・指導・勧告・命令ができる
- 特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができる

勧告されても所有者が対処しない場合、市町村は空き家の所有者に対して改善の命令をします。命令は助言、指示、勧告といった行政指導よりも重く、行政処分と言われる行為で、空家等対策特別措置法では命令に背くと50万円以下の罰金が科されます。

行政と連携しています

- ☑ 空き家・空き地に関する相談、
遠隔地所有者へのオンライン相談
- ☑ 空き家対策、未然対策に関するセミナー活動、
講師派遣、出前講座
- ☑ 「空き家対策ナビゲーター®」の養成
- ☑ 既存建築物の利活用提案、エリアリノベーションの提案、
まちづくりワークショップ、耐震診断
- ☑ 空き家に関する助成金申請等の手続き代行・アドバイス
- ☑ 地域・自治会との協働空き家対策
- ☑ 空き家管理
- ☑ 家の終活支援
- ☑ 仏壇やお墓等の扱い相談
など

スッキリ
したい方
なんでも大丈夫！



遠隔地にお住まいでもオンラインで
ご相談いただけます！

特定非営利活動法人

空き家相談センター

NPO法人兵庫空き家相談センターから名称変更しました

☎ 0797-81-3236

<受付時間>
平日9:00-17:00

✉ akiya.sc@gmail.com



home page facebook

相談
無料

今、 空き家の 悩みって 本当に 多いんです。

NPO法人 空き家相談センター

